

◎新潟県告示第50号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年1月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 後谷黒田脇野田停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市大字灰塚字丑造 180 番 3 から 同市大字灰塚字丑造158番 1 まで	新	11.3～19.5メートル	248.0メートル
	旧	(A) 10.8～19.5メートル	246.7メートル
		(B) 10.9～19.5メートル	251.0メートル

備考 上記 (A) 及び (B) は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。